温泉法におけるメタン濃度測定手法マニュアル

(2008年7月策定)

(2008年12月改定)

2020年4月改定

環境省自然環境局

目 次

1. はじめに	1
2. 測定の前に	3
3. 測定者とは	6
4. 測定の方法とは	7
(A) 施行規則第6条の6第1項(災害の防止のための措置を必要	
としない基準)に係る測定調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
測定手順	
(1) 施設の確認	8
(2) 予備調査	8
測定方法 1 (予備的空気濃度測定) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
(3) 本調査	9
測定方法2-1 (水上置換法)	10
測定方法2-2 (槽内空気測定法)	1 1
測定方法2-3 (ヘッドスペース法) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
(B) 施行規則第6条の3第1項第1号(温泉水から可燃性天然ガ	
スを分離するための基準)に係る測定調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
測定手順	
(1) 施設の確認	1 5
(2) 調査	1 5
測定方法 3 - 1 (槽内空気測定法) ······	1 6
測定方法3-2(ヘッドスペース法) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
(C) 施行規則第6条の3第1項第3号(可燃性天然ガス排出口の	
基準)に係る測定調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
測定手順	
(1) 施設の確認	1 9
(2)調査	1 9
測定方法4-1 (槽内空気測定法) ·····	2 0
報告書の作成について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
可燃性天然ガスの濃度についての確認のフローチャート	2 8
模式図1 水上置換法測定手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
模式図2 ヘッドスペース法測定手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
<	3 2

1. はじめに

温泉水を汲み上げる際に、温泉水中から気泡が発生する場合があります。これは、温泉付随ガスと呼ばれるもので、多くは、メタン(CH_4)、二酸化炭素(CO_2)、窒素(N_2)、水蒸気(H_2O)であり、その他、微量に含まれるものとしては、硫化水素(H_2S)等がありますが、通常、温泉付随ガスには酸素(O_2)は含まれていません。温泉付随ガスに含まれるメタン濃度が空気中で5~15%になると、火源に触れた際に、急激に燃え広がります(爆発します)。平成19年6月19日に東京都渋谷区の温泉施設において、温泉付随ガスの可燃性天然ガスに起因する爆発事故が発生しました。この事故は、営業開始後の温泉施設において発生した初めての爆発死亡事故となりました。

そこで、環境省では、温泉法を改正し、温泉の掘削時や採取時における可燃性天然ガス等に対する安全対策を義務づけたところです。改正温泉法は、平成19年11月26日に成立し、11月30日に公布され、本年10月1日から施行されます。

しかしながら、温泉水の汲み上げに伴って、すべての温泉施設においてメタンを含む温泉付随ガスを湧出するわけではありません。そこで、改正温泉法では、温泉施設における安全対策が必要か否かを判断するために、温泉付随ガスのメタン濃度を測定することとし、一定の基準値以下であれば、安全対策が不要な旨の都道府県知事の確認を受けられることとし、この規定に限り、本年8月1日より施行されることとなっています。

そのため、主に温泉採取事業者から依頼を受けた測定事業者を対象に、環境省告示に定めるメタン濃度の測定手法をわかりやすく解説することを目的として、このマニュアルを作成しました。この測定手法による結果で一定濃度以下であれば、安全対策を実施する義務がなくなることから、温泉採取施設の安全を確保するために非常に重要な測定手法であり、この測定は正確に行うことが求められます。また、この測定そのものにも災害や測定者の健康被害に関する危険性があることから、安全に測定することも重要になります。

その他、温泉施設における安全対策のうち、温泉水から可燃性天然ガスを分離するための基準、可燃性天然ガスの排出口の基準を遵守していることを調べるための、環境省告示に定めるメタン濃度の測定手法についても記載しています。

※1 このマニュアルでは、温泉水とともに湧出する可燃性天然ガスのほとんどはメタン であることから、可燃性天然ガスとはメタンのことを指す。 ※2 このマニュアルで使用する用語は、温泉法、温泉法施行規則及び環境省告示に使用する用語の例による(温泉井戸は自然ゆう出泉のゆう出口を含む。また、可燃性天然ガス発生設備とは、温泉井戸、ガス分離設備及びこれらの可燃性天然ガスの排出口のことをいう)。

2. 測定の前に

可燃性天然ガスを測定する際には、正確かつ安全に行うことが必要です。そのため、測定を正確に行うための機器のほか、測定者の安全を確保するための機器も必要になります。測定者が携行すべき機器は、以下のとおりです。

測定者が携行するもの

▶ 携帯形可燃性ガス検知器(吸引式可燃性ガス検知器であって、日本産業 規格 T8206 に定める一般要件に適合するものであり、かつ、測定範囲が 別表第1から第3までの測定方法に応じたメタンガス濃度を適切に測定 できるもの。

(メーカーの定める定期検査を行い、性能を維持できる場合は、平成 20 年環境省告示第 58 号にて規定していた日本産業規格 M 7653¹に定める性能及び構造の要件を満たす測定器を引き続き使用することができる。)

- ▶ 水上置換法に用いる容量 100 ミリリットル以上の広口ポリビン
- ▶ ヘッドスペース法に用いる測定容器(3 リットル以上の容器)
- ➤ 温泉井戸から温泉水とガスを導入するためのホース (大口径のホースを 用いると測定値が低下することがあるので、外径 11mm、内径 6mm 程度の 耐圧樹脂ホースが望ましい。)
- ▶ 酸素検知警報器
- ▶ 硫化水素検知警報器
- ▶ その他保安用品

また、測定者が守るべき注意事項としては、測定を正確に行うための注意事項のほか、測定を安全に行うための注意事項も必要になります。

測定者が守るべき注意事項としては、以下のとおりです。

測定者が守るべき注意事項

- ▶ 測定者は、万が一の危険性も考慮して、測定作業を補助する者を伴い、測定作業は2名以上で行うこと。ただし、作業を補助する者は温泉管理者でもよい。
- ▶ 携帯形可燃性ガス検知器は、メーカー出荷時にメタンで校正したものを用い、その後、メーカーの定める定期検査を行うこと。

¹ 携帯形可燃性ガス検知器の規格で定置形可燃性ガス検知警報器の規格(日本産業規格 M 7626)と統合、 廃止された。

- ▶ 携帯形可燃性ガス検知器は、測定値のサプレッション機能²が設定されている機器では、別表第1の第2号又は別表第3の第3号の測定方法で測定を行う場合には、5%LEL前後の数値を測定する必要があるにもかかわらず、機能を解除しないと適切な値が測定できないため、サプレッション機能を解除するなどの適切な方法で、少なくとも1%LEL³が読み取れる状態にすること。
- ▶ 携帯形可燃性ガス検知器は、ガスを検知する前に値をゼロに合わせておかないと適切な数値を測定できないため、直前に清浄空気⁴でゼロ点調整を行うこと。
- ▶ 携帯形可燃性ガス検知器、酸素検知警報器及び硫化水素検知警報器(以下「各種センサ」という。)には温泉水や多量の水蒸気を吸い込ませないよう注意すること。特に、携帯形可燃性ガス検知器のセンサに水蒸気を多量に吸い込むと検知器の吸引ポンプが故障するおそれがあるので、メーカーの保守規定などに従い誤作動に注意すること。
- ▶ 携帯形可燃性ガス検知器が硫化水素や二酸化硫黄等を多量に吸引すると著しく検知器の感度が変化することがあるので、硫化水素等を多量に吸引した後は、他の検知器と測定値を比較するか、標準ガスでチェックを行い、測定値に問題がある場合には、保守期間内であってもメーカーによる校正を受けること。また、二酸化硫黄を含む温泉では、二酸化硫黄が水蒸気と反応することにより、硫酸酸性のミストを発生し金属部品を激しく腐食するので注意すること。
- ▶ 携帯形可燃性ガス検知器のガスサンプリング管に装着する水蒸気及び硫化水素や二酸化硫黄等の除去装置を検知器メーカーが用意している場合があるので、必要に応じて相談するのがよい。
- ▶ 測定作業中は火気や静電気の発生に注意すること。
- ▶ 各種センサで安全が確認されるまで配電盤や照明器具等電気機器の操作を行ってはならない。
- ▶ 貯水槽等温泉付随ガスが滞留するおそれのある設備の蓋を開閉する際や温泉井戸から温泉水を湧出させる際には、緊急時に退避できる作業区画を確保した上で作業を行うこと。また、貯水槽等の蓋の開閉は、酸欠空気や硫化水素の発生の有無を確認できるまで行ってはならない。蓋の開閉の際にはガスの異常突出に注意するとともに、酸欠空気や硫化水素の発生が予想される場合は、「酸素欠乏症等防止規則」(昭和47年労働省令第42号)

² 測定値が一定の値以下の場合、測定値の指示を省略してゼロ等の一定の値を指示する機能。

^{3 =} 爆発下限界: 着火源に触れると爆発する爆発性雰囲気を形成するガス又は蒸気の空気中における最低濃度。

⁴ センサに感度がある又はセンサの性能に影響を与えるような、ガス又は蒸気が全くない空気。

を遵守し作業を行うこと。酸素濃度が 18[%]未満、又は硫化水素濃度が 10[ppm]を超える場合は、絶対に貯水槽等の内部を覗き込む行為等を行ってはならない。

- ▶ 次亜塩素酸やオゾン等の消毒剤を注入している施設では、温泉水との反応により、アンモニアやハロゲン系のガスが発生している可能性があるので注意すること。特に、ポリ塩化アルミニウム (PAC) を併用している施設では、施設管理者の誤使用により塩素ガスが発生している可能性があるので十分注意すること。
- ▶ 測定作業中は常に各種センサを作動状態に保ち、酸素濃度及び硫化水素濃度の変化に留意すること。
- ▶ 硫化水素を含む温泉を利用する施設では、硫化水素が床面に滞留している可能性があるので各種センサで床面部の安全を確認した上で作業を行うこと。
- ▶ 温泉井戸、温泉井戸ピットや中継槽、貯水槽付近の空気中のメタン濃度が 25[%LEL]以上の場合、爆発事故を誘発するおそれがあるので、速やかに雰 囲気の換気を実施する必要がある。なお、換気時には防爆仕様ではない電 気機器等には一切手を触れてはならない。
- ▶ 高温の温泉井戸の付近や、地熱地帯は、高温ガスや有害ガス等により非常に危険なので安易に立ち入らないこと。

3. 測定者とは

温泉法施行規則(以下「施行規則」という。)第6条の12にメタン濃度の測定を行う者の条件として次のように定められています。

「・・・(略)・・・測定は、法第十八条第二項に規定する登録分析機関又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者により行われなければならないこととする。」

つまり、測定者は、

温泉法における登録分析機関、環境分析等の計量証明事業者、関係行政機関等である必要があり、温泉採取事業者自ら測定を行うことはできません。

また、測定を正確かつ安全に実施するために、環境省や都道府県が実施する 講習会を受講した上で、測定を行うようにしてください。

なお、温泉採取事業者から依頼を受けた測定事業者が携帯形可燃性ガス検知器による測定を委託する場合は、その受託者がこの測定者の条件を有している必要があります。

4. 測定の方法とは

測定の方法については、「温泉法施行規則第六条の三第一項第一号及び第三号並びに第六条の六第一項の規定に基づき環境大臣が定める方法等」(平成20年7月23日環境省告示第58号)において定めたところですが、詳細は以下によってください。

なお、測定調査は以下の(A)から(C)です。調査段階で(A)の測定調査により「災害の防止のための措置を必要としない基準」を満たしていないにもかかわらず、温泉施設が災害を防止するための措置を講じていない場合、(B)及び(C)の測定調査は災害を防止するための措置を講じた後に再度行ってください。その際に(A)の測定調査を再度実施する必要はありません。

- (A) 施行規則第6条の6第1項(災害の防止のための措置を必要としない基準)に係る測定調査
- (B) 施行規則第6条の3第1項第1号(温泉水から可燃性天然ガスを分離するための基準)に係る測定調査
- (C) 施行規則第6条の3第1項第3号(可燃性天然ガス排出口の基準)に係る測定調査

(A) 施行規則第6条の6第1項(災害の防止のための措置を必要としない基準)に係る測定調査

施行規則第6条の6第1項に基づき実施する現地の測定調査は、以下の測定手順(1)から(3)に沿って実施すること。

手順(1)「施設の確認」においてガスセパレータが既に設置されている場合や、手順(2)「予備調査」で濃度が高く危険性がある場合は、調査対象である温泉井戸を「温泉に相当量の可燃性ガスを含むもの」であると判断し、温泉採取事業者に意向を確認した上で、(A)の調査を終了し、温泉の採取許可申請のための(B)等の測定調査を実施する。なお、この場合であっても、温泉採取時における可燃性天然ガスの安全対策の参考とするために、温泉付随ガスの組成を把握する必要がある場合等、事業者が本調査の実施を求め、かつ測定の安全が確保される場合は、手順(3)「本調査」を実施する。

手順(2)及び手順(3)で測定値が得られた場合は(A)の測定調査を終了し、測定値を 測定方法と共に明記すること。手順(3)のいずれかの方法で得られた測定値が基準値を超え た場合、調査対象である温泉井戸を「温泉に相当量の可燃性ガスを含むもの」とし、(B) 等の測定調査を行うこと。

測定を実施できないと判断する目安(※P.13 参照)に該当する場合であっても、他の場所で安全に測定できる場合は、その理由と測定場所を明記した上で、同様の調査を行うこととする。

また、温泉井戸の所在地や状況を判断するため、温泉分析書の写しの提供を温泉管理者から受けること。温泉付随ガスの採取時の状況を判断する資料として可能な限り泉温と湧出量を測定すること。結果報告書には、測定の実施状況を現した写真を添付すること。

測定手順

(1)施設の確認

温泉井戸を含む可燃性天然ガス発生設備の構造確認を行い、温泉水の流路を確認する。 温泉井戸から測定場所までの配管に温泉水や温泉付随ガスが漏出している場所がないこと を確認する。安全を確認した上で、温泉井戸の湧出口や貯水槽等で温泉付随ガスの湧出の 有無を目視により確認する。

(2) 予備調査

温泉井戸の湧出口、可燃性天然ガス発生設備及び貯水槽の付近の空気中のメタン濃度を 測定する(測定方法1参照)。

測定方法 1 (予備的空気濃度測定)

可燃性天然ガス発生設備付近の空気中のメタン濃度を携帯形可燃性ガス検知器で測定し、測定場所と共に測定値を明記する。いずれかの場所で濃度が高く危険性がある場合、調査対象である温泉井戸を「温泉に相当量の可燃性ガスを含むもの」とし、温泉採取事業者に意向を確認した上で、(A)の調査を終了すること。蒸気造成泉や噴気泉(火山活動のみられる地域においてガスを放出する噴気孔等)、硫化水素等の有害ガスを多量に含む温泉井戸では、安全を確保した上で測定を行う。なお、温泉井戸を含む区域に関係者以外立ち入れないように安全対策が講じられている場合は、その記載を行うこととする。

(3) 本調査

原則として①の測定を行う。①の水上置換による温泉付随ガスの採取に 10 分以上要する場合等①の測定ができない場合に限り、②又は③の測定を行う。いずれかの測定方法において基準値を超えた場合は、測定対象である温泉井戸を「温泉に相当量の可燃性ガスを含むもの」と判断し、(A) の作業を終了し、温泉の採取申請のための(B) 及び(C) の測定作業を実施する。なお、蒸気造成泉若しくは噴気泉等の著しく高温の温泉井戸又は硫化水素等の有害ガスを多量に含む温泉井戸について測定を行う場合は、安全な場所を確保した上で測定を行うこと。報告書には、測定場所と測定方法のほか、①又は②の測定をできなかった場合は、その理由を報告書に記載すること。

① 温泉井戸又は温泉井戸が密閉されている場合における最も温泉井戸に近い開口部 (貯水槽内の流入口又は行政調査等で使用する湧出量測定口等をいう。以下同じ。)に おいて、温泉付随ガスの湧出が確認できる場合、温泉付随ガスを水上置換により収集 して温泉付随ガスのメタン濃度測定を行う(測定方法 2-1 参照)。

温泉付随ガスの湧出を確認できるが、温泉付随ガスの採取に 10 分以上を要し水上置換法による測定が困難な場合や温泉付随ガスの湧出が確認できない場合は、ガス分離設備又は貯水槽が設置されているときは②、設置されていないときは③の測定により判断する。なお、①で測定結果が得られた場合は、②及び③の測定を行う必要はなく、それぞれの手順の選択基準は、P. 27 のフローチャートに示すとおりである。

- ② 温泉水が配管を通じて入るガス分離設備又は貯水槽が設置されている場合において、温泉水が採取されて最初に入るガス分離設備若しくは貯水槽から排出される気体又はガス分離設備若しくは貯水槽内の気体中のメタン濃度を測定する(測定方法 2-2 参照)。
- ③ 温泉水が配管を通じて入るガス分離設備又は貯水槽が設置されていない場合において、温泉井戸又は温泉井戸が密閉されている場合における最も温泉井戸に近い開口部から、温泉付随ガスができる限り抜けていない状態の温泉水を入れた容器内の気体中のメタン濃度を測定する(測定方法 2-3 参照)。

ただし、①、②又は③の測定を行うに当たり、安全な測定場所を確保することができない場合(温泉井戸又は温泉井戸が密閉されている場合における最も温泉井戸に近い開口部において温泉付随ガスの湧出を確認できるが、硫化水素が高濃度であり、水上置換法により測定することが危険である場合等)は、①から③までのうち安全に実施することができる方法により測定を行うこと。

測定方法2-1 (水上置換法):模式図1参照

温泉井戸又は温泉井戸が密閉されている場合における最も温泉井戸に近い開口部における温泉水から水上置換により温泉付随ガスを採取し、測定を行う。

- 1. 温泉井戸又は温泉井戸が密閉されている場合における最も温泉井戸に近い開口部において*1、温泉付随ガスが湧出している(温泉水に気泡が発生している)場所に、あらかじめ測定対象である温泉井戸の温泉水で満たしておいた容量 100 ミリリットル以上の広口ポリビン(以下「ガス収集容器」という)を空気が入らないように静かに沈め、温泉水中でガス収集容器の開口部が下側になるように転倒し、温泉付随ガスの気泡をガス収集容器内部に集め、容器内部の温泉水を温泉付随ガスで置換する*2
- 2. ガス収集容器内が温泉付随ガスで置換され*3、開口部から温泉付随ガスがあふれるのを確認した後、容器を鉛直方向に開口部分を下にしたまま静かに空気中に持ち上げ、容器下方の開口部分から携帯形可燃性ガス検知器の吸引部分を迅速に差し込み、メタン濃度を測定する*4、*5、*6。
- 3.1.及び2.を3回以上繰り返し、1回でも50[%LEL](2.5[vol%])を超える値を得た場合、当該温泉井戸を「温泉に相当量の可燃性ガスを含むもの」とし、また、すべての測定結果が50[%LEL](2.5[vol%])以下の場合は、「災害の防止のための措置を必要としないもの」として、施行規則第6条の7に基づく確認申請を行うこととなる。なお、測定結果としては、これらの結果のうち、最も高い値を採用すること。
 - *1:温泉井戸又は温泉井戸が密閉されている場合における最も温泉井戸に近い開口部において、温泉付随ガスが採取できない場合は、測定対象である温泉井戸の温泉水であらかじめ満たしておいたバケツ等を準備し、温泉湧出口にホース(外径11mm、内径6mm程度の耐圧樹脂ホース等)を挿入し、ホースの他方の先端をバケツ等の水面下になるように設置し、空気に触れないように温泉水を導入し、温泉付随ガスをガス収集容器内の温泉水と置換することにより採取できるようにする。掘削温泉井戸の場合、温泉井戸に付帯している圧力計を取り外し、ホースを接続すると温泉付随ガスを導入しやすい。採取場所までの間で空気の混入がないことを確認すること。

- *2:ガス湧出量が少なく、採取に時間がかかる場合には、ポリビンの下部にロートを設置すると温泉付随ガスが採取しやすい。
- *3:収集できるガス量が少ない場合等は、JIS K 2301「燃料ガス及び天然ガス 一分析・試験方法」に規定されるガスクロマトグラフ法により測定してもよ い。なお、採取容器はガラス製容器にすることが望ましい。プラスチックフ ィルム製容器は長期間の保存ができないので注意を要する。真空ストップコ ック付きの真空容器を用いず、VOC 測定用のバイアル等に採取する場合、容器 の全量を温泉付随ガスで置換しないこと。容器には少量の温泉水を残し、蓋 部分を下方に保ち輸送することにより空気の混入を抑えることができる。採 取容器を温泉水でなく水道水等で満たして水上置換を行うと、水道水等に溶 存している空気の混入を受けるおそれがあるので注意すること。温泉付随ガ スをアルカリ溶液に吸収し、残留ガスをガスクロマトグラフで測定する方法 を採用する場合、採取にはかなりの熟練を要するので注意すること。ガスク ロマトグラフの検量線を作成する場合、ガスクロマトグラフの検出器によっ ては高濃度領域において検量線の直線性がなくなる点に十分注意すること。 ガスクロマトグラフの測定では、メタン以外に窒素、二酸化炭素、酸素の測 定を行い、測定値を検証し、酸素が検出された場合は、測定された全酸素を 空気起源として空気混入量を算定して、メタン濃度を補正すること。その際、 圧縮空気によるエアリフトで揚湯している場合には、試料採取以前に温泉付 随ガスが空気による希釈を受けているので、空気補正はしないでその旨を明 記する。
- *4:測定時には、容器下方の開口部分から検知器の吸引部分を容器の奥付近まで挿入して、最も高い測定値を採用すること。
- *5:接触燃焼式センサを搭載する携帯形可燃性ガス検知器においては、酸素濃度が低いと正しい測定値が得られない場合があるので、測定値が 0 [%LEL]を示す場合でも、測定値が変化しなくなるまで数分間吸入を続けること。
- *6:温泉付随ガスを容量 100 ミリリットルの広口ポリビンに採取する場合に求められる携帯形可燃性ガス検知器の性能の目安は、その90%応答時間が30秒を超えないものとする。一方、接触燃焼式以外のセンサを搭載する可燃性ガス検知器や、センサの種類を問わず吸引部分に特殊なフィルタや長いチューブを持つ可燃性ガス検知器には応答時間の長いものがあるので、そのような機器を用いる場合には、使用するガス収集容器容量を大きくすること。

測定方法2-2(槽内空気測定法)

温泉水が採取されて配管を通じて最初に入るガス分離設備若しくは貯水槽から 排出される気体又はガス分離設備若しくは貯水槽内の気体中のメタン濃度を測定 する。

- 1. 温泉水が配管を通じて入るガス分離設備又は貯水槽が設置されている場合において、温泉水が温泉井戸から採取されて最初に入るガス分離設備又は貯水槽の可燃性 天然ガスの排出口部分に携帯形可燃性ガス検知器の吸引部分をできる限り奥に挿入 し、測定する。なお、測定時において、利用時の最高水位の状態で常時温泉水を流 入させ、測定値が安定するまで測定を行い、最高値を記録する。
- 2. 槽内の気体の濃度を測定できる構造の場合は、槽内の酸素濃度、硫化水素濃度を 測定し、安全を確認した上で携帯形可燃性ガス検知器の吸引部分を温泉水が吸い込 まれないように槽内に挿入し槽の蓋をなるべく密閉して測定してもよい。なお、測 定時に利用時の最高水位の状態で常時温泉水を流入させ、測定値が安定するまで連 続測定し、最高値を測定値とする*7、*8、*9。
- 3. 1. 又は 2. により、25[%LEL] (1. 25[vo1%]) を超える測定値を得た場合、当該温泉 井戸を「温泉に相当量の可燃性ガスを含むもの」とすること。また、測定結果が 25[%LEL] (1. 25[vo1%]) 以下の場合は、「災害の防止のための措置を必要としないも の」として、施行規則第6条の7に基づく確認申請を行うこととなる*10。
 - *7:メタン濃度が高くても、槽内の酸素濃度が低い場合、非分散型赤外線センサを搭載している可燃性ガス検知器では正確な測定を行えるが、接触燃焼式センサを搭載する検知器では測定値が0[%LEL]となることがある。酸素濃度が低い場合、検知器の吸引部分を挿入した直後、検知器の指示値が上昇した後急激に低下する現象が確認されるので、吸引部分挿入時には、検知器の指示値に注意すること(最高値を読み取ること)。また、測定値が安定せず、長時間測定を連続して行った場合、最高値を測定した際の槽内の酸素濃度が低下していないか注意すること。
 - *8: 槽の容積に比べて温泉水の流入量が少なく、又は利用時の最高水位が低い場合は、相対的に測定値が安定するまで多くの時間を要するので注意すること。
 - *9:換気扇の稼働等ガス分離設備又は貯水槽に内部の空気の排出を促進する措置が講じられている場合、槽内空気測定時にはこれらの措置を停止した上で、利用時の最高水位の状態で常時温泉水を流入させ、測定値が安定するまで測定を行い、最高値を記録すること。ただし、内部の空気の排出を促進する措置を停止することにより可燃性ガス若しくは有害ガスの濃度上昇又は酸素濃度の低下が予見される場合、安全な場所を確保した上で測定を行うこと。
 - *10:測定値が 25[%LEL] (1.25[vo1%])以下の場合であっても、15~25[%LEL] (0.75~1.25[vo1%])のとき又は槽の容積に比べて温泉水の流入量が少なく、若しくは利用時の最高水位が著しく低いときは、測定方法 2-3 を同時に行い、安全を確認すること。

測定方法2-3 (ヘッドスペース法): 模式図2参照

温泉井戸又は温泉井戸が密閉されている場合における最も温泉井戸に近い開口部から温泉水及び温泉付随ガスを入れた容器内の気体中のメタン濃度を測定する。

- 1. 温泉井戸又は温泉井戸が密閉されている場合における最も温泉井戸に近い開口部* ¹¹に、ホース(外径11mm、内径6mmの耐圧樹脂ホース等)を挿入して* ¹²、空気が入らないように、直接温泉水及び温泉付随ガスを測定容器(3リットル以上の容器) * ¹³に採取する。
- 2. 測定容器に、容量の5分の1(液相:気相=1:4)程度になるよう温泉付随ガスを含む温泉水をホースから採取する。その際、容器の5分の1のところにあらかじめ標線を記しておく等により温泉水の量を計測する。
- 3. 測定容器を密閉し、強く振とう*14 した後、容器を開栓し*15、*16、携帯形可燃性ガス検知器の吸引部分を迅速に測定容器の内部に差し込み、気相のメタン濃度を測定する。
- 4. 2. 及び3. を3回以上繰り返し、1回でも5[%LEL](0.25[vo1%])を超える値を得た場合、当該温泉井戸を「温泉に相当量の可燃性ガスを含むもの」とすること。また、すべての測定結果が5[%LEL](0.25[vo1%])以下の場合は、「災害の防止のための措置を必要としないもの」として、施行規則第6条の7に基づく確認申請を行うこととなる。なお、測定結果としては、これらの結果のうち、最も高い値を採用すること。繰り返し測定する際には、測定容器内のガスの排出に注意し、容器内にメタンが検知されないかバックグラウンドの測定を行うこと。
 - *11:掘削温泉井戸の場合、温泉井戸に付帯している圧力計を取り外しホースを接続するとよい。
 - *12:原則として、内径 6mm のホースを使用すること。ホース等による採取が不可能な場合には、湧出口付近の温泉水を静かに測定容器で直接すくうこと。動力揚湯泉の場合、湧出口を完全に密閉すると源泉施設を破壊しかねないので注意すること。
 - *13:測定容器は、3リットル以上で、蓋により密閉することが可能で、あらかじめ容量を把握している容器とする。測定精度を考慮すれば、容量が10リットル程度の容器が望ましい。
 - *14:高温の温泉水を採取し振とうする場合、振とうにより容器の蓋からガスが漏れることがあるので、容器ごと水につけるか、放置して冷却した後に振とうするとよい。また、振とうにより多量の泡が発生する場合、消泡するのを待ってから測定容器の蓋を開けて測定を行うこと。
 - *15:容器開栓時には容器内からガスが逃げることがあるので、測定に用いる容器はキャップに携帯形可燃性ガス検知器のプローブの口径よりやや大きな小

孔を開け、ゴム栓等で密閉できるように加工するか、キャップに測定用のア タッチメントを接続した容器や、内蓋に同様な小孔を開けた内蓋付き細口ポ リビンを用いるとよい。

*16:温泉水が硫化水素を多く含んでいる場合、振とうにより測定容器内の硫化 水素が高濃度になることがあるので注意すること。

測定を実施できないと判断する目安

以下の条件であると測定者が認めた場合、測定者は測定の可否を検討することとする。なお、以下の場合であっても他の場所で安全に測定できる場合は、その理由と測定場所を明記した上で、同様の調査を行うこととする。

- 温泉井戸の所在が不明な場合。
- ② 温泉井戸から測定場所までの経路が確認できない場合。
- ③ 測定場所の酸素濃度が 18[vol. %] を下回る場合(酸欠事故防止)。
- ④ 測定場所の硫化水素濃度が 10[ppm]を超える場合(硫化水素中毒事故防止)。
- ⑤ 温泉井戸が著しく高温である場合(噴気泉、蒸気泉や沸騰泉等)や測定場所の気温が38℃以上あり、測定者が危険であると判断した場合(火傷や熱中症防止)。
- ⑥ 測定場所が 2[m]以上の高所にある上、墜落防止措置が講じられないと測定者が判断した場合(墜落事故防止)。
- (7) 測定者が緊急時に退避することができる作業区画を確保できない場合。
- ⑧ 測定者の求めに応じて温泉井戸の操作を温泉管理者が行わない場合や、測定場所の確保を温泉管理者が行わない場合。
- ⑨ 測定者が温泉管理者から威嚇行為や暴力行為を受け、又は受けるおそれがあると予見される場合。

(B) 施行規則第6条の3第1項第1号(温泉水から可燃性天然ガスを分離するための基準)に係る測定調査

施行規則第6条の3第1項第1号に基づき実施する現地の測定調査は、以下の測定手順(1)から(2)に沿って実施すること。

手順(1)「施設の確認」において既にガスセパレータや貯水槽が設置されている場合は、これらのガス分離設備(複数のガスセパレータや貯水槽を組み合わせていても1つのガス分離設備としてもよい)において温泉水から可燃性天然ガスが十分に分離できているか手順(2)「調査」でメタン濃度の測定を行う。

手順(2)で得られた測定値を施行規則第6条の2第2項第4号イの結果として添付する ものとする。ただし、得られた測定値が基準値以上である場合は、温泉管理者にその旨を 説明し、現在のガス分離設備は不十分であり、新たにガスセパレータや貯水槽等を設置す る、又は既存のガスセパレータ等を改修する等の対応が必要であることを伝える。

測定を実施できないと判断する目安(※P.13 参照)に該当する場合であっても、他の場所で安全に測定できる場合は、その理由とその場所を明記した上で、同様の調査を行うこととする。

また、温泉井戸の所在地や状況を判断するため、温泉分析書の写しの提供を温泉管理者から受けること。温泉付随ガスの採取時の状況を判断する資料として可能な限り泉温と湧出量を測定すること。結果報告書には、測定の実施状況を現した写真を添付すること。

測定手順

(1)施設の確認

ガス分離設備の構造確認を行い、ガス分離設備の対象範囲、温泉水の流路、排出口の位置を確認する。ガス分離設備から測定場所までの配管に温泉水や可燃性天然ガスが漏出している場所がないことを確認する。

(2)調査

- (C)の測定作業をあわせて実施する。なお、安全な場所を確保した上で測定を行うこと。
- ① ガス分離設備通過後に温泉水が配管を通じて入る貯水槽が設置されている場合において、ガス分離設備を通過後に温泉水が最初に入る貯水槽から排出される気体又は貯水槽内の気体中のメタン濃度を測定する(測定方法 3-1 参照)。
- ② ガス分離設備通過後に温泉水が配管を通じて入る貯水槽が設置されていない場合において、ガス分離設備を通過した最初の開口部から、温泉水を入れた容器内の気体中のメ

タン濃度を測定する(測定方法 3-2 参照)。

ただし、①又は②の測定を行うに当たり、安全な測定場所を確保することができない場合(貯水槽が墜落防止措置を講じられない高所にあり、槽内空気測定法により測定することが危険である場合等)は、①又は②のうち安全に実施することができる方法により測定を行うこと。

測定方法3-1 (槽内空気測定法)

ガス分離設備を通過後に温泉水が配管を通じて最初に入る貯水槽から排出される気体又は貯水槽内の気体中のメタン濃度を測定する。

- 1. ガス分離設備の通過後に温泉水が配管を通じて入る貯水槽が設置されている場合において、ガス分離設備の通過後に温泉水が最初に入る貯水槽の可燃性天然ガスの排出口部分に携帯形可燃性ガス検知器の吸引部分をできる限り奥に挿入し、測定する。なお、測定時において、利用時の最高水位の状態で常時温泉水を流入させ、測定値が安定するまで測定を行い、最高値を記録する。
- 2. 槽内の気体の濃度を測定できる構造の場合は、槽内の酸素濃度、硫化水素濃度を 測定し、安全を確認した上で携帯形可燃性ガス検知器の吸引部分を温泉水が吸い込 まれないように槽内に挿入し槽の蓋をなるべく密閉して測定してもよい。なお、測 定時に利用時の最高水位の状態で常時温泉水を流入させ、測定値が安定するまで連 続測定し、最高値を測定値とする*1、*2、*3。
- 3.1.又は 2.により、25[%LEL] (1.25[vol%]) 未満の測定値が得られた場合、施行規則第6条の3第1項第1号の基準を遵守したガス分離設備として、施行規則第6条の2第2項第4号イの結果として添付するものとする。最高値が 25[%LEL] (1.25[vol%]) 以上の値を得た場合は、温泉管理者に、その測定結果と、現在のガス分離設備は不十分であり、新たにガスセパレータや貯水槽等を設置する、又は既存のガスセパレータ等を改修する等の対応が必要であることを説明する。
 - *1:メタン濃度が高くても、槽内の酸素濃度が低い場合、非分散型赤外線センサを搭載している可燃性ガス検知器では正確な測定を行えるが、接触燃焼式センサを搭載する検知器では測定値が0[%LEL]となることがある。酸素濃度が低い場合、検知器の吸引部分を挿入した直後、検知器の指示値が上昇した後急激に低下する現象が確認されるので、吸引部分挿入時には、検知器の指示値に注意すること(最高値を読み取ること)。また、測定値が安定せず、長時間測定を連続して行った場合、最高値を測定した際の槽内の酸素濃度が低下していないか注意すること。
 - *2:槽の容積に比べて温泉水の流入量が少なく、又は利用時の最高水位が低い

場合は、相対的に測定値が安定するまで多くの時間を要するので注意すること。

*3:換気扇の稼働等貯水槽に内部の空気の排出を促進する措置が講じられている場合、槽内空気測定時にはこれらの措置を停止した上で、利用時の最高水位の状態で常時温泉水を流入させ、測定値が安定するまで測定を行い、最高値を記録すること。ただし、内部の空気の排出を促進する措置を停止することにより可燃性ガス若しくは有害ガスの濃度上昇又は酸素濃度の低下が予見される場合、安全な場所を確保した上で測定を行うこと。

測定方法3-2(ヘッドスペース法):模式図2参照

ガス分離設備を通過した最初の開口部から温泉水を入れた容器内の気体中のメタン濃度を測定する。

- 1. ガス分離設備を通過した最初の開口部に、ホース(外径 11mm、内径 6mm の耐圧樹脂ホース等)を挿入して*4、空気が入らないように、直接温泉水を測定容器(3リットル以上の容器)*5に採取する。
- 2. 測定容器に、容量の 5 分の 1 (液相:気相=1:4) 程度になるよう温泉水をホースから採取する。その際、容器の 5 分の 1 のところにあらかじめ標線を記しておく等により温泉水の量を計測する。
- 3. 測定容器を密閉し、強く振とう*6した後、容器を開栓し*^{7、*8}、携帯形可燃性ガス検知器の吸引部分を迅速に測定容器の内部に差し込み、気相のメタン濃度を測定する。
- 4.2.及び3.を3回以上繰り返し、すべての測定結果が5[%LEL](0.25[vo1%])未満の値を得た場合、施行規則第6条の3第1項第1号の基準を遵守したガス分離設備として、施行規則第6条の2第2項第4号イの結果として添付するものとする。また、測定結果のうち1回でも5[%LEL](0.25[vo1%])以上の値を得た場合は、温泉管理者に、その測定結果と、現在のガス分離設備は不十分であり、新たにガスセパレータや貯水槽等を設置する、又は既存のガスセパレータ等を改修する等の対応が必要であることを説明する。なお、測定結果としては、これらの結果のうち、最も高い値を採用すること。繰り返し測定する際には、測定容器内のガスの排出に注意し、容器内にメタンが検知できないかバックグラウンドの測定を行うこと。
 - *4:原則として、内径 6mm のホースを使用すること。ホース等による採取が不可能な場合には、ガス分離設備通過後の温泉水を静かに測定容器で直接すくうこと。
 - *5:測定容器は、3リットル以上で、蓋により密閉することが可能で、あらかじめ容量を把握している容器とする。測定精度を考慮すれば、容量が10リット

ル程度の容器が望ましい。

- *6:高温の温泉水を採取し振とうする場合、振とうにより容器の蓋からガスが漏れることがあるので、容器ごと水につけるか、放置して冷却した後に振とうするとよい。また、振とうにより多量の泡が発生する場合、消泡するのを待ってから測定容器の蓋を開けて測定を行うこと。
- *7:容器開栓時には容器内からガスが逃げることがあるので、測定に用いる容器はキャップに携帯形可燃性ガス検知器のプローブの口径よりやや大きな小孔を開け、ゴム栓等で密閉できるように加工するか、キャップに測定用のアタッチメントを接続した容器や、内蓋に同様な小孔を開けた内蓋付き細口ポリビンを用いるとよい。
- *8:温泉水が硫化水素を多く含んでいる場合、振とうにより測定容器内の硫化水素が高濃度になることがあるので注意すること。

(C)施行規則第6条の3第1項第3号(可燃性天然ガス排出口の基準)に係る測定調査

施行規則第6条の3第1項第3号イ又は口に掲げる場所に可燃性天然ガス排出口がある場合において実施する現地の測定調査は、以下の測定手順(1)から(2)に沿って実施すること。

手順(1)「施設の確認」において可燃性天然ガス発生設備の可燃性天然ガス排出口が施行規則第6条の3第1項第3号イ又は口に掲げる場所にある場合は、手順(2)「調査」でメタン濃度の測定を行う。

手順(2)で得られた測定値を施行規則第6条の2第2項第4号ロの結果として添付するものとする。ただし、得られた測定値が基準値以上である場合は、温泉管理者にその旨を説明し、現在の排出口の位置は不適切であることを説明する。なお、この調査が終了した場合は、すべての調査が終了したことになるが、仮に(B)又は(C)の測定で基準値以上だった場合は、ガス分離設備の性能又は排出口の位置について対策を実施する必要がある。

測定を実施できないと判断する目安(※P.13 参照)に該当する場合であっても、他の場所で安全に測定できる場合は、その理由とその場所を明記した上で、同様の調査を行うこととする。

また、温泉井戸の所在地や状況を判断するため、温泉分析書の写しの提供を温泉管理者から受けること。温泉付随ガスの採取時の状況を判断する資料として可能な限り泉温と湧出量を測定すること。結果報告書には、測定の実施状況を現した写真を添付すること。

測定手順

(1)施設の確認

可燃性天然ガス発生設備の可燃性天然ガス排出口が施行規則第6条の3第1項第3号イ 又は口に掲げる場所にあるか確認する。

(2)調査

以下の①の測定を行い、この測定方法において基準値未満となった場合は、施行規則第6条の2第2項第4号ロの結果として添付するものとする。なお、安全な場所を確保した上で測定を行うこと。

① 施行規則第6条の3第1項第3号イ又は口に掲げる場所に可燃性天然ガス発生設備の可燃性天然ガスの排出口がある場合は、当該可燃性天然ガス発生設備から排出される気体又は可燃性天然ガス発生設備の槽内の気体の中のメタン濃度を測定する(測定方法4-1参照)。

測定方法4-1 (槽内空気測定法)

排出口を有する可燃性天然ガス発生設備の当該排出口から排出される気体又は 槽内の気体中のメタン濃度を測定する。

- 1. 施行規則第6条の3第1項第3号イ又は口に掲げる場所に可燃性天然ガス発生設備の可燃性天然ガス排出口がある場合において、当該排出口部分に携帯形可燃性ガス検知器の吸引部分をできる限り奥に挿入し、測定する。なお、測定時において、利用時の最高水位の状態で常時温泉水を流入させ、測定値が安定するまで測定を行い、最高値を記録する。
- 2. 槽内の気体の濃度を測定できる構造の場合は、槽内の酸素濃度、硫化水素濃度を 測定し、安全を確認した上で携帯形可燃性ガス検知器の吸引部分を温泉水が吸い込 まれないように槽内に挿入し槽の蓋をなるべく密閉して測定してもよい。なお、測 定時に利用時の最高水位の状態で常時温泉水を流入させ、測定値が安定するまで連 続測定し、最高値を測定値とする*1、*2。
- 3.1.又は 2.により、25[%LEL] (1.25[vol%]) 未満の測定値が得られた場合、施行規則第6条の3第1項第3号の適用を受けない可燃性天然ガス排出口として、施行規則第6条の2第2項第4号口の結果として添付するものとする。最高値が25[%LEL] (1.25[vol%])以上の値を得た場合、当該排出口の位置が不十分であるとみなされ、当該排出口の位置を付け替えること等が必要になる。
 - *1:メタン濃度が高くても、槽内の酸素濃度が低い場合、非分散型赤外線センサを搭載している可燃性ガス検知器では正確な測定を行えるが、接触燃焼式センサを搭載する検知器では測定値が0[%LEL]となることがある。酸素濃度が低い場合、検知器の吸引部分を挿入した直後、検知器の指示値が上昇した後急激に低下する現象が確認されるので、吸引部分挿入時には、検知器の指示値に注意すること(最高値を読み取ること)。また、測定値が安定せず、長時間測定を連続して行った場合、最高値を測定した際の槽内の酸素濃度が低下していないか注意すること。
 - *2: 槽の容積に比べて温泉水の流入量が少なく、又は利用時の最高水位が低い場合は、相対的に測定値が安定するまで多くの時間を要するので注意すること。

報告書の作成について

(A)施行規則第6条の6第1項(災害の防止のための措置を必要としない基準)に係る測定調査

1. 分析申請者

申請者の住所及び氏名を記載する。

2. 湧出地及び源泉名

調査した源泉の温泉分析書等を参考に記載する。

3. 源泉の分析書

調査した源泉の温泉分析書を参考に記載する(分析書発行日・整理番号・分析 機関名)。温泉分析書がない場合は、「なし」と記載する。

4. 現地における調査及び試験成績

- *(イ)実際に調査及び試験を行った者を記載する。
- *(ロ)調査及び試験年月日を記載する。
- *(ハ) 泉温、気温は調査日に測定したものを記載する。測定できなかった場合は、「測定不能」又は「測定せず」と記載する。
- * (二) 湧出量は調査日に測定したものを記載する。測定できなかった場合は、「測 定不能」又は「測定せず」と記載する。
- * (ホ) 調査時に源泉所有者に確認し、ガス水比の測定結果がある場合は、その測 定結果を記載する。測定結果がない場合は、「なし」又は「不明」と記載する。
- * (へ) 揚湯方法については調査時に源泉所有者に確認し、該当するものに○をする。
- *(ト)採用した測定方法に○をする。水上置換法又は槽内空気測定法で測定をできなかった場合は、その理由を記載する。いくつか測定した場合でも、最終的な判断に用いたものに○を付ける。
- *(チ)測定に用いた測定機器のセンサ方式に〇をする。センサの機種についても 記載してよい。また、ガスクロマトグラフ法により測定した場合は、検出器 を記載してよい。
- *(リ)測定場所について該当するものに○をする。なお、温泉井戸に付帯している圧力計を取り外し、ホースを接続して温泉水又は温泉付随ガスを採取して 測定する場合の測定場所は「温泉井戸」とする。ただし、温泉井戸又は温泉

井戸の最も近い開口部で測定できなかった場合は、「その他」の欄に○をし、 測定した場所とその場所を選定した理由を記載する。

- *(ヌ)測定できない理由について記載する。
- *(ル)測定の実施状況を現した写真及び必要に応じて簡単な見取り図を添付する。(リ)において温泉井戸又は温泉井戸の最も近い開口部で測定できなかった場合は、測定場所の位置図を明記する。カラー、モノクロは問わない。
- * (ヲ) いくつかの方法で測定したとしても(ト)において○を付けた方法(最終的な判断を行った方法)による測定値を記載する。なお、水上置換法又はヘッドスペース法により測定を行った場合は、最も高い値を記載する。また、分かりやすいようにその方法での基準値を括弧内に記載する。

測定値が 0[%LEL]又は 0.0[%LEL]を表示した場合、0[%LEL]又は 0.0[%LEL] と記載する。また、測定値が表示できる最高値を超え、オーバーレンジであ ることを示した場合、測定機器の表示最高値の値以上である旨(例: 100[%LEL以上])を記載する。

- * (ワ) 所見があれば記載する。補足的なコメントがあれば記載してもよい。必ずしも記載する必要はないので、特にない場合は、「特になし。」と記載する。ただし、水上置換法又はヘッドスペース法により測定を行った場合は、(ヲ)で記載した測定値以外の測定値を記載する。また、水上置換法による測定のうちガスクロマトグラフによる測定を委託して実施した場合、ガスクロマトグラフによる測定は他の機関(具体名を記載)が行った旨を記載する。
- (B)施行規則第6条の3第1項第1号(温泉水から可燃性天然ガスを分離するための 基準)に係る測定調査
- 1. 分析申請者
- 2. 湧出地及び源泉名
- 3. 源泉の分析書

(A) 1. ~3. に同じ。

- 4. 現地における調査及び試験成績
 - * (イ) ~ (へ) (A) (イ) ~ (へ) に同じ。
 - * (ト) 採用した測定方法に○をする。いくつか測定した場合でも、最終的な判断 に用いたものに○を付ける。
 - * (チ) 測定に用いた測定機器のセンサ方式に〇をする。センサの機種についても

記載してよい。

- *(リ)測定場所について該当するものに〇をする。ただし、ガス分離設備後の最初の貯水槽又は開口部で測定できなかった場合は、「その他」の欄に〇をし、測定した場所とその場所を選定した理由を記載する。
- * (ヌ) (A) (ヌ) に同じ。
- *(ル)測定の実施状況を現した写真及び必要に応じて簡単な見取り図を添付する。(リ)においてガス分離設備後の最初の貯水槽又は開口部で測定できなかった場合は、測定場所の位置図を明記する。カラー、モノクロは問わない。
- * (ヲ) いくつかの方法で測定したとしても(ト)において○を付けた方法(最終的な判断を行った方法)による測定値を記載する。なお、ヘッドスペース法により測定を行った場合は、最も高い値を記載する。また、分かりやいようにその方法での基準値を括弧内に記載する。

測定値が 0[%LEL] 又は 0.0 [%LEL] を表示した場合、0 [%LEL] 又は 0.0 [%LEL] と記載する。また、測定値が表示できる最高値を超え、オーバーレンジであることを示した場合、測定機器の表示最高値の値以上である旨 (例:100 [%LEL以上]) を記載する。

- *(ワ)所見があれば記載する。補足的なコメントがあれば記載してもよい。必ずしも記載する必要はないので、特にない場合は、「特になし。」と記載する。 ただし、ヘッドスペース法により測定を行った場合は、(ヲ)で記載した測 定値以外の測定値を記載する。
- (C)施行規則第6条の3第1項第3号(可燃性天然ガス排出口の基準)に係る測定調査
- 1. 分析申請者
- 2. 湧出地及び源泉名
- 3. 源泉の分析書

(A) 1. ~3. に同じ。

- 4. 現地における調査及び試験成績
 - * (イ) ~ (ヘ) (A) (イ) ~ (へ) に同じ。
 - * (ト) 測定に用いた測定機器のセンサ方式に○をする。センサの機種についても 記載してよい。
 - * (チ) 測定場所について該当するものに○をする。ただし、温泉井戸又はガス分離設備で測定できなかった場合は、「その他」の欄に○をし、測定した場所

とその場所を選定した理由を記載する。

- * (リ) (A) (ヌ) に同じ。
- *(ヌ)測定の実施状況を現した写真及び必要に応じて簡単な見取り図を添付する。(チ)において温泉井戸又はガス分離設備で測定できなかった場合は、 測定場所の位置図を明記する。カラー、モノクロは問わない。
- * (ル) 測定値を記載する。測定値が 0[%LEL] 又は 0.0[%LEL] を表示した場合、 0[%LEL] 又は 0.0[%LEL] と記載する。また、測定値が表示できる最高値を超え、 オーバーレンジであることを示した場合、測定機器の表示最高値の値以上で ある旨 (例:100[%LEL 以上]) を記載する。
- *(ヲ) 所見があれば記載する。補足的なコメントがあれば記載してもよい。必ず しも記載する必要はないので、特にない場合は、「特になし。」と記載する。
- (※)(A)~(C)のいずれについても、「報告書の発行日」、「調査機関の登録番号」 (温泉法に基づく登録分析機関又は計量法に基づく計量証明事業者に限る。)、「調 査機関の所在地」、「調査機関の名称」、「調査機関の代表者名」を記載する。 なお、「調査機関」とは、実際に調査及び試験を行った者が属する機関をいう。

結果報告書例

(A)

		()	A)			
					第	号
	可炒	性天然ガス》	即完結甲却	生士	>10	· ·
	(温泉法施行規	見則第6条の	6第1項に係	ドる測定調査)		
1. 分析申請者	住所					
	氏名					
2. 湧出地及び源泉名	名 住所					
2. 伤山地及01/6/8/4	源泉名					
	1/5/7/2/17					
3. 源泉の分析書		(イ)分析書発行	年月日	平成 年 月 日		
		(口)分析書整理	番号	号		
		(ハ)分析機関				
	and the same of th					
4. 現地における調査	及び試験成績					
	(イ)調査及び試験者		□研究所 日	本 太郎		
	(ロ)調査及び試験年月	日 平成	年 月 日			
	(ハ)泉温		℃(気温	°C)		
	(ニ)湧出量		リットル/タ	}		
	(ホ)ガス水比			~		
	(41) 30 21 31 21					
	(へ)揚湯方法		自然湧出		•	
			掘削自噴			
			掘削動力揚湯(水中ポンプ)		
			掘削動力揚湯(:	エアリフト)		
			その他の掘削動	力揚湯()
			•			
(ト)採用した測定方法			(リ)測定:	揚所		
測知		基準値		温泉井戸		
水上置換法	Ė	50 %LEL		温泉井戸に最も近い開口	部()
水上置拗-	- ガスクロマトグラフ法	50 %LEL		その他(測定場所:)
		2.5 vol%		(選定の理由:)
槽内空気測		25 %LEL				
ヘッドスペー		5 %LEL	(ヌ)測定	できない理由		
予備的空気			()
水上置換法、槽內空気	測定法ができなかった理	.田	L`			
(ļ			
(チ)測定機器のセンサ	++					
	プスセンサ(機種:)	Ī			
その他のセ)				
	·・・/ ·グラフ(検出器:)				
200	/// (KIIII)		ı			
(ル)現地の状況	測定の実施状況を現し	た写真等				
(ヲ)測定値		%LEL	(基準値	%LEL)		
(ワ)所見						
				7% A2 H	0 0 0	#
平成 年 月	目			登録番号	0.0	第 〇 号
				○ ○ 県 □ □	, m, <u>_</u>	△ <u></u>
				□□□□丗饼筅♬	1 所長	田田一郎

第 号

可燃性天然ガス測定結果報告書 (温泉法施行規則第6条の3第1項第1号に係る測定調査)

1. 分析申請者	住所 氏名		
2. 湧出地及び源泉名			
3. 源泉の分析書	(口)	分析書発行年月日 平成 年 月 日 分析書整理番号 号)分析機関	
4. 現地における調査	及び試験成績 (イ)調査及び試験者 (ロ)調査及び試験年月日 (ハ)泉温 (ニ)湧出量 (ホ)ガス水比	□□□□研究所 日本 太郎 平成 年 月 日 ℃(気温 ℃) リットル/分	
	(へ) 揚湯方法	自然湧出 掘削自噴 掘削動力揚湯(水中ポンプ) 掘削動力揚湯(エアリフト) その他の掘削動力揚湯()
	(ト)採用した測定方法	測定方法 槽内空気測定法 ヘッドスペース法	基準値 25 %LEL 5 %LEL
	(チ)測定機器のセンサ方式	接触燃焼式ガスセンサ(機種: その他のセンサ()
	(リ) 測定場所	ガス分離設備後の最初の貯水槽 ガス分離設備後の最初の開口部(その他(測定場所: (選定の理由:)
	(ヌ)測定できない理由	()
(ル)現地の状況	測定の実施状況を現した3	写真等	
(ヲ)測定値		%LEL (基準値 %LEL)	
(ワ)所見			
平成 年 月	日	登録番号 〇〇県□ □□□□研究	○ ○ ○ 第 ○ 号 □ 市 △ △ 町 333 E所 所長 山田一郎

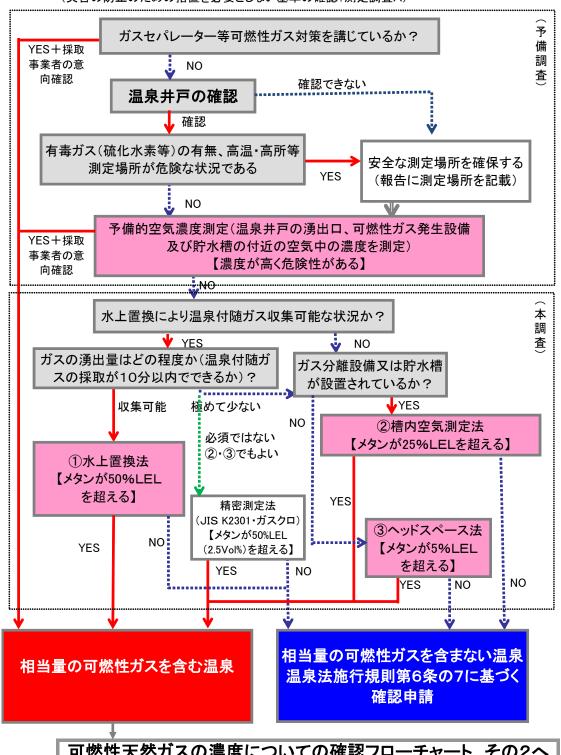
第 号

可燃性天然ガス測定結果報告書 (温泉法施行規則第6条の3第1項第3号に係る測定調査)

1. 分析申請者	住所 氏名	
2. 湧出地及び源泉名		
3. 源泉の分析書	(ロ)	分析書発行年月日 平成 年 月 日 分析書整理番号 号 分析機関
4. 現地における調査(ヌ)現地の状況	E及び試験成績 (イ)調査及び試験者 (ロ)調査及び試験年月日 (ハ)泉温 (ニ)湧出量 (ホ)ガス水比 (へ)揚湯方法 (ト)測定機器のセンサ方式 (チ)測定場所 (リ)測定できない理由 測定の実施状況を現した写	○C(気温 ○C) リットル/分 自然湧出 掘削自噴 掘削動力揚湯(ホ中ポンプ) 掘削動力揚湯(ホアリフト) その他の掘削動力揚湯(
_(ル)測定値		%LEL (基準値 25%LEL)
(ヲ)所見		
平成 年 月	日	登録番号 〇〇〇第〇号 〇〇県□□市△△町333 □□□□研究所所長山田一郎

可燃性天然ガスの濃度についての確認のフローチャート その1

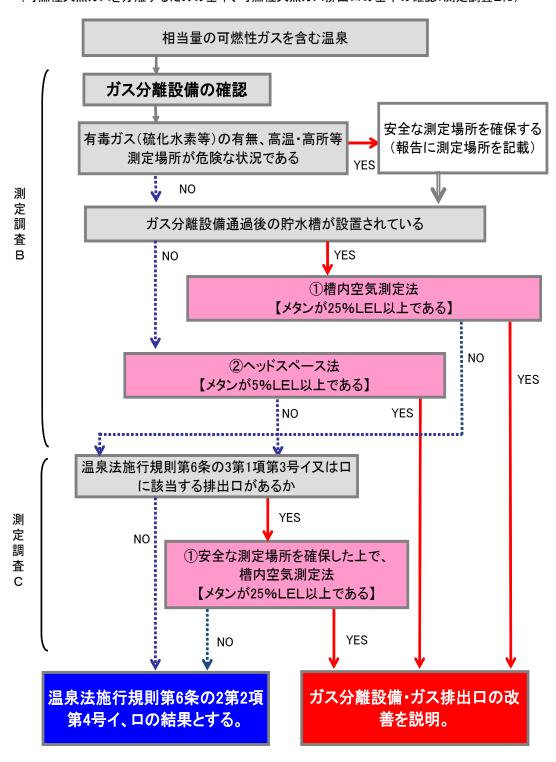
(災害の防止のための措置を必要としない基準の確認:測定調査A)



可燃性天然ガスの濃度についての確認フローチャート その2へ

可燃性天然ガスの濃度についての確認のフローチャート その2

(可燃性天然ガスを分離するための基準、可燃性天然ガス排出口の基準の確認:測定調査B,C)



模式図1 水上置換法測定手順

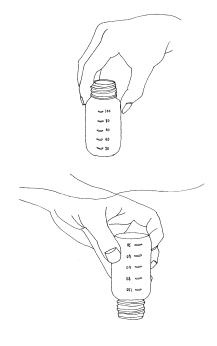
温泉水で満たしたポリビンの開口部を上 方に保ち温泉水の中に沈める。その際空 気を巻き込まないよう静かに操作を行う こと。

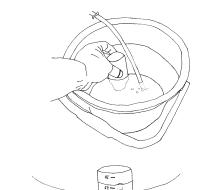
温泉付随ガスを湧出している温泉水中でポリビンを静かに転倒し開口部を温泉付随ガスの湧出する下方に向ける。

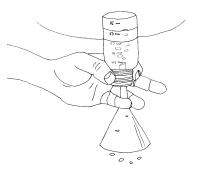
温泉付随ガスの湧出口にバケツを設置し、 温泉水中で温泉付随ガスが湧出するよう にするか、湧出口に空気混入がないよう にホースを設置しホースを温泉水で満た したバケツ等の水面下に設置し、温泉付 随ガスを容器に集めてもよい。

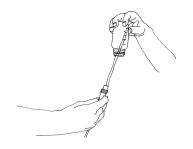
温泉付随ガスの湧出量が少ない場合は、 容器の下にロートを設置すると温泉付随 ガスを集め易い。

温泉付随ガスが容器内の温泉水を完全に 置換し、容器からガスがあふれるのを確 認したら静かに開口部を下にしたまま鉛 直上方の空気中に引き上げ携帯形可燃性 ガス検知器のプローブを迅速に下方から 挿入し測定する。





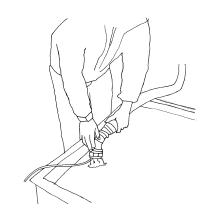




模式図2

ヘッドスペース法測定手順

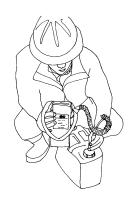
温泉水の湧出口に耐圧樹脂ホース等を挿入し、針金等で固定する。その際温泉付随ガスと温泉水がホースに導入できるようにすると共に空気の混入がないように気をつけること。



測定容器に温泉水と温泉付随ガスを導入する。容器に採取する量は、温泉水量で測定容器の実用量の5分の1とする。温泉水が容器の5分の1に達したら容器を速やかに密栓し、振とうする。



栓を外し、携帯形可燃性ガス検知器のプローブを迅速に容器に挿入するか、あらかじめ測定用のアタッチメントを取り付けた栓に検知器のプローブを接続し測定する。



<参考資料>日本産業規格 M 7653

1. 適用範囲 この規格は、工場、鉱山、船舶などにおいて、空気中の可燃性ガスの濃度を検知する携帯形可燃性ガス検知器(以下、検知器という。)について規定する。ただし、検知原理が光干渉計方式のものを除く。

備考 この規格の引用規格を, 次に示す。

JIS C 0901 炭鉱用電気機器の防爆構造

JIS C 0903 一般用電気機器の防爆構造通則

JIS F 8004 船用耐圧防爆電気器具通則

JIS F 8005 船用本質安全防爆システム通則

- 2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。
- (1) 拡散式検知器 被検空気が検知部内に、自然に拡散浸透する方式の検知器。
- (2) 吸引式検知器 被検空気をポンプ又はスプレー(ゴム球)によって,強制的に検知部内に導入する方式の検知器。
- (3) 最大指示値 検知レンジの最大指示値
- (4) 試験用ガス 検知器を試験するときに用いる既知濃度の可燃性ガス。
- (5) 90%応答時間 検知部を被検空気中に入れたとき又は検知部に被検空気を導入し始めたときから指示値が最終到達値の 90%に達するまでの時間。

3. 性能

- 3.1 指示精度 5.2 に規定する試験を行ったとき、それぞれの指示値と試験用ガスの濃度との差が、最大指示値の±10%又は指示値の±25%のどちらか小さい値以下でなければならない。
- 3.2 繰返し性 5.3 に規定する試験を行ったとき、それぞれの指示値と指示値の 平均値との差が、最大指示値の±5%又は指示値の±10%のどちらか小さい 値以下でなければならない。
- 3.3 安定性 5.4 に規定する試験を行ったとき,無通電状態又は通電状態の放置前後の指示値と試験用ガスの濃度との差が,それぞれ最大指示値の±15%以内でなければならない。
- 3.4 傾斜による影響 5.5 に規定する試験を行ったとき、それぞれの指示値と試験用ガスの濃度との差が、最大指示値の±15%以内でなければならない。
- 3.5 耐衝撃性 5.6 に規定する試験を行ったとき、指示値と試験用ガスの濃度との差が、最大指示値の±15%以内でなければならない。
- 3.6 温度変化による影響 5.7 に規定する試験を行ったとき, 20 \mathbb{C} 付近, 0 \mathbb{C} , 40 \mathbb{C} における指示値と試験用ガスの濃度との差が, それぞれ最大指示値の ± 15 % 以内でなければならない。

- 3.7 ガス検知の遅れ 5.8 に規定する試験を行ったとき,ガス検知の遅れは,拡 散式検知器では 60 秒以内,吸引式検知器では 30 秒以内でなければならな い。
- 3.8 電源電圧の変動による影響 5.9 に規定する試験を行ったとき, 3.2 及び 3.7 の性能を満たすものでなければならない。
- 3.9 耐拡散性 5.10 に規定する試験を行ったとき,試験槽内に 6 時間放置前後の 指示値と試験用ガスの濃度との差が,それぞれ最大指示値の±15%以内でな ければならない。
- 4. 構造 検知器は、検知部と指示部からなり、検知部と指示部が分離しているものと一体となっているものがある。

検知場所の被検空気を拡散又は吸引によって検知部に導入し、ガス濃度を検知 し電気信号に換え、指示部によってガス濃度を指示する構造のもので、次の各 項に適合するものでなければならない。

- (1) 軽量,小形で携帯が便利で,取扱い及び点検などが容易であること。
- (2) 各部の構造は、十分な強度及び耐久性をもち、器内に電気回路を取り付ける 部分は、JIS C 0901、JIS C 0903、JIS F 8004 又は JIS F 8005 に適合する 防爆構造であること。
- (3) 金属材料は、耐食性材料を用いるか又は完全な表面防食処理を行ったもので、 塗装は、仕上げが良好で容易に色があせず、はく落しないものであること。
- (4) 主な構造物に用いる高分子材料は、難燃性であること。
- (5) 静電気対策を必要とする場合は、検知器の携帯用具には静電気帯電防止性能をもつ材料を使用すること。
- (6) 各部は、円滑、正確に作動し、容易に狂いを生じないものであること。
- (7) 作動状態にあることを容易に識別できるものであること。
- (8) 校正が容易にできるものであること。

5. 試験方法

- 5.1 試験場所の標準状態 温度 20±5℃, 相対湿度(65±10) %, 気圧 1013±30hPa とする。
- 5.2 指示精度試験 検知器を作動状態にし,製造業者が表示する作動安定時間(以下,所定の安定時間という。)を経過した後,最大指示値の80%付近の濃度のメタン又はイソブタン試験用ガスで校正(以下,校正という。)を行い,検知部へ最大指示値の20%,50%,80%付近の濃度の試験用ガスを導入し,指示が安定した後の最終指示値とそれぞれの試験用ガスの濃度との差を調べる。

- 5.3 繰返し性試験 検知器を作動状態にし、所定の安定時間を経過した後、検知部へ清浄空気及び最大指示値の 50%付近の濃度の試験用ガスを、交互に 3 回ずつそれぞれ導入し、試験用ガスに対する指示値の平均値と各回の指示値との差を調べる。
- 5.4 安定性試験 検知器を作動状態にし、所定の安定時間を経過した後校正を行い、検知部へ最大指示値の 50%付近の試験用ガスを導入し、検知器の指示値と試験用ガスの濃度との差を調べた後、(1)又は(2)の試験を行う。
- (1) 間欠使用の検知器 無通電状態にして 2 時間以上放置し,再び作動状態にして所定の安定時間を経過した後,検知部へ最大指示値の 50%付近の濃度の試験用ガスを導入し、検知器の指示値と試験用ガスの濃度との差を調べる。
- (2) 連続使用の検知器 作動状態のままで 2 時間以上放置した後、検知部へ最大指示値の 50%付近の濃度の試験用ガスを導入し、検知器の指示値と試験用ガスの濃度との差を調べる。
- 5.5 傾斜試験 検知器を作動状態にし,所定の安定時間を経過した後校正を行い, 検知器を前後左右にそれぞれ 30 度傾斜させて,一回ごとに,検知部へ最大 指示値の 50%付近の濃度の試験用ガスを導入し,検知器の指示値と試験用 ガスの濃度との差を調べる。
- 5.6 衝撃試験 コンクリート床上に厚さ約 30mm の松板又は杉板を置き,その板上へ約 100mm の高さから校正した作動状態の検知器を落下した後,検知部 へ最大指示値の 50%付近の濃度の試験用ガスを導入し,検知器の指示値と 試験用ガスの濃度との差を調べる。ただし,濃度指示部,表示灯,調整つまみなどが直接板に接触しないように落下させるものとする。
- 5.7 温度試験 検知器を 20℃付近の室温で作動状態にし, 所定の安定時間を経過した後, 校正を行い, 次に, (1)又は(2)の試験を行う。
- (1) 間欠使用の検知器 無通電状態にして 0℃及び 40℃の恒温試験槽の中に入れ、 それぞれの温度に 90 分間放置し、それぞれの温度において、再び作動状態 にして所定の安定時間を経過した後、検知部へ最大指示値の 50%付近の濃 度の試験用ガスを導入し、検知器の指示値と試験用ガスの濃度との差を調べ る。
- (2) 連続使用の検知器 作動状態のままで 0℃及び 40℃の恒温試験槽の中に入れ, それぞれの温度に 90 分間放置した後, それぞれの温度において, 検知部へ 最大指示値の 50%付近の濃度の試験用ガスを導入し, 検知器の指示値と試験用ガスの濃度との差を調べる。
- 5.8 ガス検知遅れ試験 検知器を作動状態にし、所定の安定時間を経過した後、 検知部へ最大指示値の 50%付近の濃度の試験用ガスを導入し、90%応答時間 を調べる。

- 5.9 電源電圧変動試験 検知器を 20℃付近の室温で作動状態にし, 所定の安定時間を経過した後, 校正を行い, 検知器の電源電圧を定格電圧の±10%変化させ, 検知部へ最大指示値の 50%付近の濃度の試験用ガスを導入し, 検知器の指示値と試験用ガスの濃度との差を調べる。
- 5.10 拡散試験 密閉した空気室をもった検知器に限って行うものとし、検知部 へ最大指示値の 50%付近の試験用ガスを導入し、検知器の指示値と試験用ガスの濃度との差を調べた後、検知対象ガスの爆発下限界の 21 付近の濃度にした試験槽内に、検知器を作動状態のままで 6 時間以上放置した後、検知部へ最大指示値の 50%付近の濃度の試験用ガスを導入し、検知器の指示値と試験用ガスの濃度との差を調べる。

6. 検査

- 6.1 形式検査 検知器の新しい設計,改造又は生産技術条件の変更を行う都度,最初の製品ロットからランダムに1台以上を抜き取って,4.の規定に適合しているかどうか調べた後,5.に規定する試験を行い,3.の規定に適合しなければならない。
- 6.2 製品検査 検知器の各製品ごとに 5.2, 5.3 及び 5.4 の試験を行い、それぞれ 3.1, 3.2 及び 3.3 に適合しなければならない。 なお、製品検査は、抜取検査方式によってもよい。
- 7. 表示 検知器には、次の事項を表示しなければならない。
- (1) 名称又は品名
- (2) 検知対象ガス名
- (3) 製造業者名又はその略号
- (4) 製造年月又はその略号
- 8. 取扱い上の注意事項 検知器には、取扱説明書を添付し、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 検知対象ガス名及びその検知濃度範囲
- (2) 操作方法
- (3) 間欠使用又は連続使用の別
- (4) 使用温度範囲及び急激な温度変化を避けることの注意
- (5) 高気圧下及び低気圧下での検知方法
- (6) 作動安定時間及び検知遅れ時間
- (7) 連続使用可能時間及び検知部の耐用時間
- (8) 衝撃及び振動に対する注意

- (9) 他ガス及び蒸気による影響
- (10) 校正方法及び校正の頻度
- (11) その他必要な事項

